

鹿部町で
社会への第1歩を
踏み出すあなたの

奨学金の返還

を町が支援します!

最大 **600** 万円
(5 万円(月)×10 年間)



鹿部町への定住を促進し、地域活性化を図るため、

令和6年度から『鹿部町奨学金返還支援事業』を行います。

1 申請要件

対象となる学種に在学期間中、奨学金の貸与を受けた方で、次の要件を全て満たしている方が対象となります。

- ① 鹿部町に住所を有し、今後1年以上継続して居住する見込みである方
- ② 認定申請年度の末日(3/31)までに35歳未満である方
- ③ 他の助成制度等の適用を受けていない方
- ④ 対象となる奨学金の返還を滞納又は遅延していない方
- ⑤ 町税等に滞納のない方

※詳細については鹿部町 HP に掲載をしている交付要綱ご参照ください。



鹿部町
ホームページ
二次元コード

2 対象となる学校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、大学、短期大学
大学院、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校専門課程

3 対象となる奨学金

- ① 日本学生支援機構の奨学金
- ② 鹿部町の奨学金
- ③ 都道府県等が設ける奨学金
- ④ その他町長が認める奨学金

4 返還支援の額・期間

- ① 支援の額 : 上限5万円(月)
※ 前年度に返還した奨学金の額が対象
- ② 支援の期間 : 最大120か月
※ 奨学金の最初の返還日、又は住民基本台帳に記載された日のどちらか遅い日から起算
※ 支援の上限は、34歳に達する日以降の最初の3月31日まで

申請方法はチラシ裏面へ

奨学金返還支援事業について

- 1 チラシ表面1～3に加え、鹿部町 HP で交付要綱を必ず確認してください。
- 2 奨学金の返還支援は、前年度に返還した奨学金が対象です。
- 3 奨学金返還支援を受けるまでの流れは次のとおりです。
 - ① 返還支援を希望する前年の6月末日までに【認定申請】を行っていただきます。
※7月以降に申請要件を満たした場合は、2 カ月以内に認定申請が必要です。
 - ② ①の認定申請に基づき、本事業の認定の可否が決定します。
 - ③ ②で認定された方は、返還支援を希望する年度の5月末日までに【交付申請】を行っていただきます。
 - ④ 交付が決定された場合、交付申請年度の前年度(4月～3月)に返還した奨学金の総額に対し、月額5万円(年額 60 万円)を上限に交付します。

奨学金返還支援のイメージ

	令和 6 年度												令和 7 年度												令和 8 年度																																						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																											
ケース① 令和6年4月以前から住民登録しており、4月から返還を行う者又は返還を既に行っている者																																																															
○住民登録日(令和6年4月以前)																																																															
○奨学金返還(令和6年4月～)																																																															
令和6年度助成対象期間																																																															
認定申請期間	/																																				※継続の認定申請は不要												※継続の認定申請は不要														
交付申請期間																																		/															/														
ケース② 奨学金の返還を既に行っており、年度途中から鹿部町に住民登録をした者																																																															
○住民登録日(令和6年7月～)																																																															
○奨学金返還(令和6年4月～)																																																															
令和6年度助成対象期間																																																															
認定申請期間	/																																				※継続の認定申請は不要												※継続の認定申請は不要														
交付申請期間																																		/															/														
ケース③ 令和6年4月以前から住民登録しており、年度途中から奨学金の返還を行う者																																																															
○住民登録日(令和6年4月～)																																																															
○奨学金返還(令和6年9月～)																																																															
令和6年度助成対象期間																																																															
認定申請期間	/																																				※継続の認定申請は不要												※継続の認定申請は不要														
交付申請期間																																		/															/														

【必要な書類等】

- ①認定申請
 - ・ 奨学金の返還計画を証明する書類
 - ・ 返還を既に行っている場合は、返還実績を証明する書類
 - ・ 卒業(修了・退学)証明書、又はそれに準ずる書類
※2 年目以降継続の場合、認定申請は必要ありません。
- ②交付申請
 - ・ 返還実績を証明する書類
 - ・ 誓約書

問い合わせ先：鹿部町教育委員会子ども教育課 7-7211